

福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

制 定	平成12年1月6日12生特第137号
一部改正	平成16年7月30日16生第207号
一部改正	平成20年7月1日20農振第946号
一部改正	平成21年4月1日22農振第89号
一部改正	平成22年4月1日22農振第310号
一部改正	平成25年5月16日25農振第145号
一部改正	平成27年4月9日27農振第48号
一部改正	平成28年4月1日27農振第6497号
一部改正	平成29年4月3日29農振第21号
一部改正	平成31年4月1日31農振第182号
一部改正	令和2年4月30日2農振第157号
一部改正	令和2年12月28日2農振第6990号
一部改正	令和4年5月6日4農振第220号
一部改正	令和6年5月7日6農振第249号

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）に定める中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する交付申請は、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付申請書（別記様式第1号。以下「交付金等交付申請書」という。）によるものとする。

(交付金の遵守事項)

第5条 市町村の長は、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号、平成28年4月1日付け27農振第2219号）に従わなければならない。

2 市町村の長は、中山間交付金の交付に際して、前項に規定する条件を付さなければならない。

3 市町村の長は、推進交付金の交付金等交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に

係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（申請内容の変更の承認等）

第6条 市町村の長は、第4条の交付金等交付申請書の記載事項について、重要な変更（別表の軽微な変更の欄に掲げるものを除く。）を加えようとするときは、あらかじめ福岡県中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第7条 市町村の長は、中山間交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書（別記様式第3号。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、中山間交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告）

第8条 市町村の長は、中山間交付金及び推進交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、福岡県中山間地域等直接支払交付金等遂行状況報告書（別記様式第4号）を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、市町村の長に対して当該交付金の状況報告を求めることができる。

3 市町村の長は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 別表の事業の欄に掲げる2の事業において、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第5号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

この場合において市町村の長は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県中山間地域等直接支払交付金等実績報告書（別記様式第6号）によるものとし、事業が完了した日から1月を経過した日又は事業の完了の日の属する国の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村に対して、交付金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告期日は、同項の規定にかかわらず、事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月30日までとする。

3 第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村の長は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第3項のただし書の規定により交付の申請をした市町村の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付金の額の再確定）

第10条 市町村の長は、規則第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項による実績報告書の提出を受けた場合は、規則第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（書類の提出）

第11条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通（所管農林事務所長を經由）とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定に関わらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。ただし、第4条の規定による交付申請、第6条の規定による変更承認申請については、使用できる電子情報処理組織はふくおか電子申請サービスのみとする。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

（財産処分の制限）

第13条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上のものとする。

（関係書類の整備）

第14条 規則第10条に規定する関係書類は、交付金事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、市町村の長は、事業により取得し、または効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 6 日から施行し、平成 12 年度から令和 6 年度までの交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行し、改正前の本要綱の規定により交付された福岡県中山間地域等直接支払交付金等については、なお従前の例による。ただし、第 10 条の交付金の額の再確定については、令和 3 年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行し、令和 6 年度の交付金から適用する。

別 表（第 2、第 3、第 6 及び第 8 条関係）

事 業	経 費 の 内 容	補助率 等	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付する交付金	3/4 以内 特認は、 2/3以内		
2 日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）	市町村が日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第2の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 促進計画の策定 イ 推進・指導 ウ 実施状況の確認 エ 支払調書の作成 オ 基準検討会の実施 カ その他	定額	経費の内容欄に掲げるア～カに係る経費の相互間における交付金の増減	

別記様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第4条に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的

2. 事業計画及びその内容

(1) 中山間地域等直接支払交付金

ア. 交付対象面積及び交付額予定

(単位：㎡、円)

区分	面積					交付額					
	内棚田地 域振興活 動加算	内超急傾 斜・農地保 全管理加算	内集落協 定広域化 加算	内集落機 能強化加 算	内生産性 向上加算	内棚田地 域振興活 動加算	内超急傾 斜・農地保 全管理加算	内集落協 定広域化 加算	内集落機 能強化加 算	内生産性 向上加算	
田 ①											
急傾斜											
小区画・ 不整形											
緩傾斜											
高齢化率・ 耕作放棄率											
特認基準											
特認地域											
畑 ②											
急傾斜											
緩傾斜											
高齢化率・ 耕作放棄率											
特認基準											
特認地域											
草地 ③											
急傾斜											
草地比率											
緩傾斜											
高齢化率・ 耕作放棄率											
特認基準											
特認地域											
採草放牧地 ④											
急傾斜											
緩傾斜											
特認基準											
特認地域											
①+②+③+④											
交付申請額											

注：各協定単位毎の交付対象面積及び交付額については別添内訳表による。

イ. 集落協定及び個別協定の締結予定（実績）

（単位：件、戸、㎡）

区分	協定締結数	協定参加者数	農用地面積	備考
集落協定				
個別協定				
計				

注）集落協定の協定参加者数は、協定に参加している延べ農家数を記入。

個別協定の協定参加者数は、協定認定者数を記入。

（２）日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）

ア. 市町村推進事業計画（実績）

促進計画の策定	推進・指導			実施状況確認	支払調書の作成	基準検討会の実施	その他
	説明会等の開催	審査件数	手引き等作成部数	確認件数	作成数	開催時期	
月	月	件	部	件	部	月	

日本型直接支払推進交付金交付等要綱第5の3（第17）に基づく実施計画書（実績報告書）に同等の内容を記載し提出している場合は、2（2）アの記載を省略することができる。

3. 経費の配分

(1) 中山間地域等直接支払交付金

区分	総額	負担区分		
		国	県	市町村
1. 通常基準	円	円	円	円
2. 特認基準				
計				

(2) 日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）

区分	推進交付金事業に 要する経費	負担区分		備考
		推進交付金	市町村	
1. 促進計画の策定	円	円	円	
2. 推進・指導				
3. 実施状況の確認				
4. 支払調書の作成				
5. 基準検討会の実施				
6. その他				
計				

備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は、「含税額」をそれぞれ記入すること。

日本型直接支払推進交付金交付等要綱第5の3（第17）に基づく実施計画書（実績報告書）に同等の内容を記載し提出している場合は、3（2）の記載を省略することができる。

4. 事業完了（予定）年月日

5. 中山間地域等直接支払交付金の収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
中山間地域等直接 支払交付金	円	円	円	円	実績報告 交付金の交付 を完了した年 月日を記載。
1. 通常基準					
2. 特認基準					

(3) 集落協定における直接支払交付金の使用実績（精算時記載）

集落名	交付金総額	共同取組活動分		農業者等分	
		金額	割合	金額	割合
計	千円	千円	%	千円	%

注：数年先に使用するとして積み立てた額（集落基金）については共同取組活動分とする。
また、役員報酬等は個人への支払でも共同取組活動とし、個人への配分は農用地面積割合等で
耕作者に配分した金額に限る。

6. 日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）の収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
1. 促進計画の策定	円	円	円	円	
2. 推進・指導					
3. 実施状況の確認					
4. 支払調書の作成					
5. 基準検討会の実施					
6. その他					
合計					

日本型直接支払推進交付金交付等要綱第5の3（第17）に基づく実施計画書（実績報告書）に同等の内容を記載し提出している場合は、6の記載を省略することができる。

7. 添付書類 市町村の補助金交付規程又は要綱（交付申請時のみ）

別記様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等については、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第6条の規定に基づき承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更の無い場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

- 1 変更の理由
- 2 記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注：交付金等交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

別記様式第2号（第6条関係）

（2. 規則第四条の2の三の規定に基づき承認を受けようとする場合）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等については、下記のとおり中止（廃止）したいので、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第6条の規定に基づき承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求する。
 なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存ありません。

記

区分	交付金等交付決定額	既受領額		今回請求額		残額		事業完了予定年月日	備考
		金額	○月○日までの出来高	金額	○月○日までの出来高		3月31日までの出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

注1：区分欄には別記様式第1号の記の様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

注2：交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入すること。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	計 画	出 来 高	進捗度	備 考
	A	〇年〇月〇日までに 完了したもの B	B/A	
中山間地域等直接支払交付金 日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）	円	円	%	

注：区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「3. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等（日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業））交付決定前着手届

下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第8条第4項の規定に基づき、提出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった中山間地域等直接支払交付金等につい
て、下記のとおり実施したので、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第9条の規定
により、その実績を報告する。

記

- 注：1 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。ただし別添については、申請時以降変更のない場合は省略できる。
- 2 なお、間接補助事業者として交付金を交付している場合にあつては、記の5（2）の備考欄に、交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支出経費等ごとの内訳を記載した資料を添付すること。
- また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものを添付すること。

財 産 管 理 台 帳

(市町村名)										事業実施年度			年度 ~		年度
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経 費 内 訳(単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
							国費分	地方費分	その他						
計															

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
 注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名

年度福岡県中山間地域等直接支払交付金等消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払交付金等について、福岡県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同行に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることが確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同行に規定する特定収入の割合を確認できる資料